

身体拘束適正化と虐待防止

【新規採用時研修】

～「しない・させない」プロの支援を目指して～

作成者：6人家族パパの人生設計室

■ 本日の研修ゴール

- ✓ 「拘束＝身体的なもの」という誤解を解く（言葉も拘束）
- ✓ 法律で定められた「3要件」と「手続き」を理解する
- ✓ 絶対に一人で判断せず、チームで解決する意識を持つ

これも拘束？ 知つておくべき「4つの制限」



① 身体的拘束

- ・車椅子やベッドに紐で縛る
- ・テーブルをつけて立てなくする
- ・4点栅でベッドを囲む

■ 現場の言い訳：「転倒したら危ないから...」



③ 薬物拘束

- ・向精神薬を過剰に飲ませる
- ・「寝てもらうため」に薬を使う
- ・医師の指示量を超えて服薬

■ 現場の言い訳：「夜勤が大変だから...」



② 隔離・施錠

- ・部屋の外から鍵をかける
- ・静養室などに無理やり閉じ込める
- ・玄関を施錠して外出させない

■ 現場の言い訳：「勝手に出ていくから...」



④ 機能制限

- ・ミトンで指を使えなくする
- ・つなぎ服で脱衣できなくする
- ・補聴器や眼鏡を取り上げる

■ 現場の言い訳：「点滴を抜いちゃうから...」



「安全のため」という理由であっても、行動を制限すればすべて「虐待」とみなされます。



注意すべき「言葉の拘束（スピーチロック）」

🚫 NG：行動を制限する言葉



「ちょっと待って！」

(強い口調での制止・無視)
→ 利用者は「拒絶された」と感じます。



「座ってなさい！」

(行動の強制・命令)
→ 自由を奪う行為です。



「ご飯抜きだよ」

(脅迫・罰の示唆)
→ 心理的虐待そのものです。

❤️ OK：支援と提案の言葉



「少々お待ちいただけますか？」

(依頼・お願いの形をとる)
→ 相手の意思を尊重します。



「こちらでお話ししましょう」

(安全な場所への誘導)
→ 否定せずに代替案を出します。



「転ぶと痛いので心配です」

(アイメッセージで理由を伝える)
→ あなたのことが大切だと伝えます。

亟 緊急やむを得ない場合の「3要件」

以下の**全て**を満たさない限り、身体拘束は違法行為となります。

1. 切迫性



今まさに、
利用者や他者の
生命・身体に危険が
及ぶ状況であること。



Check

徘徊や大声を出す等の「迷惑行為」レベルでは認められません。

2. 非代替性



拘束する以外に、
他に代わる方法が
全くないこと。



Check

「人手が足りない」「忙しい」は絶対に
理由になりません。

3. 一時性



その拘束は
一時的なものであること。
漫然と続けない。



Check

時間を区切り、頻繁に見直しを行いま
す。24時間は長すぎます。



これらの判断は現場スタッフ個人では行いません。必ず「組織（委員会）」で決定します。

「やむを得ず行う」場合の厳格な手続き

1

観察とケア

- ・他の方法を試したか？
- ・なぜその行動をするのか？
- ・記録に残すことが必須。

2

組織的決定

- ・3要件を全て満たすか？
- ・委員会等で検討。
- ・独断で行えば「犯罪」。

3

説明と同意

- ・本人、家族へ十分説明。
- ・文書で「同意」を得る。
- ・期間を明確にする。

4

記録と解除

- ・開始日時、解除日時。
- ・心身の状況と理由。
- ・早期解除を目指す。

新人職員の皆さんへの約束



一人で抱え込まず、困った行動があったらすぐに先輩やサビ管を呼んでください。
「どうしたらいいかわからない」と声を上げる勇気が、虐待を防ぎます。
チームで対応することが、あなた自身と利用者を守ることになります。

⚠ 拘束の「弊害」とプロの「代替案」

✖ 拘束の深いダメージ

- **身体的**：筋力低下、関節が固まる、床ずれ、心肺機能低下
- **精神的**：認知症の進行、せん妄、あきらめ、怒り
- **社会的**：家族の不信感、職員の士気低下（燃え尽き）

最悪の場合、エコノミークラス症候群
などで
「死亡事故」につながります。



⊕ プロの代替ケア

🔍 ① 背景を探る（アセスメント）

「なぜ立ち上がる？」→ トイレ？ 痛い？ 喉が渇いた？
理由がわかれれば拘束は不要になります。

❤️ ② 環境を整える

- ・低床ベッドやセンサーマットの活用
- ・車椅子のクッション調整（除圧）
- ・安心できる声かけとスキンシップ

「拘束しない」工夫こそが専門性です！



【実践】行動の「背景」を探る（氷山モデル）

① 見えている行動：「車椅子から立ち上がる」

ここだけ見て「座って！」と抑えるのは素人です。

⌚ 身体的苦痛

- お尻が痛い（褥瘡）
- 便秘、腹痛がある
- 喉が渇いた

→ クッション交換、水分提供

▣ 環境の不快

- 部屋が暑い/寒い
- テレビの音がうるさい
- 眩しい

→ 空調調整、静かな場所へ

💔 心理的要因

- 一人で寂しい
- トイレと言えない
- スタッフが怖い

→ 寄り添う、トイレ誘導

水面下の「原因」を取り除くのが、私たちの仕事です。

本日のまとめ：現場に出る前の約束



身体拘束は「原則禁止」。安易に行わない。

「安全のため」という理由は通用しません。



「ちょっと待って」などのスピーチロックも虐待。

言葉で行動を縛らないよう、言い換えを意識しましょう。



例外的に行う場合は「3要件」と「手続き」が必須。

切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす必要があります。



利用者の「なぜ？」を考え、環境や体調を探る。

行動の背景にある痛みや不安を取り除きましょう。



迷ったら一人で判断せず、必ずチーム・上長に相談する！

報告・連絡・相談が、あなた自身を守ります。

受講日： 年 月 日 所属：_____ 氏名：_____